

平成14年 8月29日

環 境 局

大伸建設(株)の焼却施設の廃止届について

川崎市は、平成14年6月11日、大伸建設(株)に対し、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、産業廃棄物焼却施設の改善及び使用の一時停止の行政処分をしました。

この行政処分に対し、大伸建設(株)は、8月28日付けで廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づき廃止の届出書(「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書」)を提出しましたので、これを受理しました。

本市では、当廃止の届出書の提出を受け、麻生区王禅寺1227に設置されている同社の産業廃棄物焼却施設に立入検査を行なった結果、施設の使用ができない状況を確認しました。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく改善命令については、7月11日付けで、同法第18条の規定に基づき「特定施設使用廃止届出書」を提出しており、これを受理しています。

問い合わせ先 環境局生活環境部廃棄物指導課

T E L 044-200-2592